

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品の安全性を確保すること
	II	国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室
	関係部局・課	医薬食品局食品安全部企画情報課、医薬食品局食品安全部基準審査課、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	モニタリング検査計画の達成				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>輸入される食品等については、年度ごとに策定される「モニタリング計画」に基づき各食品群毎の違反率を考慮しつつ検査(モニタリング検査)を実施しているところであり、同計画に従い検査を実施することにより、効率的に違反食品の発見を行うとともに、輸入者に対する適切な指導を行うことができる。</p> <p>○関連する経費(平成17年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入食品・検疫検査センター経費 994,611 千円 ・ 遺伝子組換え食品対策費 97,583 千円 					
(評価指標の考え方)					
モニタリング検査の達成率の推移を分析することにより、実績目標の達成度を測定することとする。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
モニタリング検査計画に基づく「モニタリング検査」の達成率(%)	75	117	104	103	現在集計中
(備考)					
<p>評価指標は、輸入食品監視支援システム(FAINS)の集計結果による。</p> <p>モニタリング検査とは、年度ごとに策定される「輸入食品監視指導計画」に従い、食品衛生法違反の蓋然性が低い食品等について、品目ごとの輸入量や過去の違反状況を勘案して策定された「モニタリング計画」に基づき、厚生労働省検疫所において実施される検査をいう。</p> <p>平成17年の達成率については、現在集計中。</p>					
(参考指標)	H13	H14	H15	H16	H17

モニタリング計画上の検査件数（下段）／実	37,170	60,363	75,758	77,683	現在集計中
際にモニタリング検査を行った件数（上段）	49,480	51,703	72,989	75,628	
（備 考） 下段／上段により、モニタリング検査の達成率を算出している。					
実績目標 2	遺伝子組換え食品の安全性確保のため、平成 2 1 年度までに新たに国際的基準を策定すること				
（実績目標を達成するための手段の概要） 国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会において、遺伝子組換え食品の安全性に関する問題を取り扱うバイオテクノロジー応用食品特別部会が設置され、我が国が同部会の議長国として、当該食品に係る国際的な規格等の策定に中心的な役割を果たす。 ○関連する経費（平成 1 7 年度予算額） ・バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議開催費 58,000 千円					
（評価指標の考え方） 本目標においては、遺伝子組換え食品に関する新たな国際的な基準を策定することとしているため、コーデックスの総会における基準の正式な採択という段階を 1 0 0 %（目標達成）とし、1 ステップごとに 1 2. 5 %分を達成するとした際の各年度における進捗状況を評価指標とすることが適当と考えている。					
（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
国際的基準策定の進捗状況（%）	—	—	—	—	—
（備 考） 国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会において、遺伝子組換え食品の安全性に関する問題等を取り扱う「バイオテクノロジー応用食品特別部会」が設置されることが決まり、平成 1 7 年度から 4 年間、我が国が同特別部会の議長国として、国際的な規格等の策定に取り組むこととなった。これを受け、平成 1 6 年度より同部会の開催準備を開始し、平成 1 7 年 9 月に会合を開催したところである。本会合において、遺伝子組換え動物由来食品の安全性に係る国際的な規格等の策定を対象課題として取り上げることが合意されたことを受け、その進捗状況（※）を本評価指標とする。 （※）コーデックスの規格等を策定するには、通常 8 つのステップが必要である。 （Step1：コーデックス総会での新規作業開始の了承、Step2：規格案作成、Step3：各国コメント提出、Step4：各部会会議採択、Step5：コーデックス総会の承認、Step6：各国コメント提出、Step7：各部会会議採択、Step8：コーデック総会で正式採択）					

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析
輸入食品の安全性については、中国産冷凍野菜の農薬残留問題、指定外添加物の使用問題等の発生による国民の不安や不信の高まりを背景に、平成 1 5 年に食品衛生法等の改正が行われ、検疫所における輸入食品監視体制の見直し、強化が行われたこと等により、モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率も改善されてきてい

る。

また、遺伝子組換え食品の安全性についても、国際食品規格の策定を行うコーデックス委員会において、遺伝子組換え食品の安全性に関する問題等を取り扱う「バイオテクノロジー応用食品特別部会」が設置されることが決まり、我が国は同特別部会の議長国として、平成17年度から4年間で国際的な規格等の策定に取り組むことにより、遺伝子組換え食品の安全性確保のために積極的な役割を果たすこととなったところである。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入者に対する適切な指導を実施している。

また、遺伝子組換え食品については、平成17年度から4年間の間で新たな国際食品の規格等を策定するため、我が国を議長国としてバイオテクノロジー応用食品特別部会が設置され、新たな規格等の策定に向けた取組を開始している。

これらの施策を行うことにより、輸入食品の安全性確保を効果的に推進しているところである。

政策手段の効率性の評価

モニタリング検査は、食品群ごとに過去の届出実績や違反状況を勘案して策定された「モニタリング計画」に基づき、違反を効率的かつ的確に発見するための必要な検査件数を算出し、輸入手続を停止させることなく行われるものである。モニタリング計画により、効率的な違反食品の発見及び輸入食品の安全性確保のため適切な輸入者指導が可能となり、輸入食品の安全性の確保が効率的に行われていると言える。

遺伝子組換え食品の国際規格策定については、平成17年度に開催されたバイオテクノロジー応用食品特別部会会合において、議長国として各国の異なる意見を調整して、実施すべき作業について合意を取り付けており、4年間という予め設けられた時間枠の中で成果を得るべく、効率的に作業を推し進めている。

総合的な評価

モニタリング検査の達成率については着実に上がっており、また、モニタリング検査を通じて、輸入者に対する指導を効果的に行っている。

遺伝子組換え食品の新たな国際食品の規格等についても、策定に向けた取組を開始しており、平成18年7月に行われた第29回コーデックス総会において新規作業として承認されるなど、着実に検討が進められているところである。

このように、輸入食品の安全性の確保という施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- 2** 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- 2** 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

食品衛生法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

・衆議院厚生労働委員会（平成14年7月19日）

「二．検疫所及び保健所等における食品衛生監視員の増員（①）、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。」

⑤会計検査院による指摘

なし。